

## 2 用地調査等業務共通仕様書



# 用 地 調 査 等 業 務 共 通 仕 様 書

## 目 次

第1章 総則	2-1
第1条 趣旨等	2-1
第2条 用語の定義	2-1
第3条 基本的処理方針	2-2
第3条の2 個人情報の取扱い	2-2
第4条 用地調査等業務の区分	2-3
第5条 業務従事者及び担当技術者	2-6
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法	2-7
第1節 用地調査等業務の実施手続	2-7
第6条 施行上の業務及び心得	2-7
第7条 打合せ等	2-7
第8条 現地踏査	2-7
第9条 業務計画の策定等	2-7
第10条 監督員の指示等	2-8
第11条 支給品等	2-9
第12条 立入り及び立会い	2-9
第13条 障害物の伐除	2-9
第14条 身分証明書の携帯	2-9
第15条 算定資料	2-9
第16条 監督員への進捗状況の報告	2-10
第17条 成果物の一部提出等	2-10
第18条 成果物	2-10
第19条 検査	2-10
第20条 修補	2-11
第21条 条件変更等	2-11
第22条 守秘義務	2-11
第23条 安全等の確保	2-11
第24条 行政情報流出防止対策の強化	2-12
第2節 数量等の処理	2-12
第25条 建物等の計測	2-12
第26条 図面等に表示する数値及び面積計算	2-13
第27条 計算数値の取扱い	2-13
第28条 補償額算定調書に計上する数値	2-13

第29条 補償額等の端数処理	2-13
第3章 権利調査 2-15	
第1節 調査 2-15	
第30条 権利調査	2-15
第31条 地図等の転写	2-15
第32条 土地の登記記録の調査	2-15
第33条 建物の登記記録の調査	2-15
第34条 墓地管理者等の調査	2-16
第2節 調査書等の作成 2-16	
第35条 転写連続図の作成	2-16
第36条 調査書の作成	2-16
第4章 用地測量 2-17	
第1節 境界確認 2-17	
第37条 公共用地境界の打合せ	2-17
第38条 資料の作成及び立会い	2-17
第39条 境界確定後の図書の作成	2-17
第40条 立会い準備	2-17
第41条 復元測量	2-17
第42条 境界立会いの画地及び範囲	2-18
第43条 境界立会い	2-18
第2節 境界測量 2-19	
第44条 用地測量の基準点	2-19
第45条 境界測量	2-19
第46条 用地境界仮杭の設置	2-19
第47条 境界点間測量	2-19
第3節 土地の面積計算 2-19	
第48条 面積計算の範囲	2-19
第49条 土地の面積	2-20
第50条 地目	2-20
第4節 用地実測図等の作成 2-20	
第51条 用地実測図等の作成	2-20
第52条 土地現地調査報告書の作成	2-21
第52条の2 関係官公庁への手続き等	2-21
第5章 土地評価 2-22	
第53条 土地評価	2-22

第54条 土地評価の基準	2-22
第55条 現地踏査及び資料作成	2-22
第56条 標準地の選定及び標準地調査書の作成	2-23
第57条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	2-23
第58条 残地等に関する損失の補償額の算定	2-23
 第6章 建物等の調査	2-24
第1節 調査	2-24
第59条 建物等の調査	2-24
第60条 建物等の配置等	2-24
第61条 法令適合性の調査	2-24
第62条 木造建物	2-24
第63条 木造特殊建物	2-24
第64条 非木造建物	2-25
第65条 機械設備	2-25
第66条 生産設備	2-25
第67条 附帯工作物	2-25
第68条 庭園	2-25
第69条 墓	2-25
第70条 立竹木	2-26
第2節 調査書等の作成	2-26
第71条 建物等の配置図の作成	2-26
第72条 法令に基づく施設改善	2-26
第73条 木造建物	2-26
第74条 木造特殊建物	2-26
第75条 非木造建物	2-27
第76条 機械設備	2-27
第77条 生産設備	2-27
第78条 附帯工作物	2-27
第79条 庭園	2-27
第80条 墓	2-27
第81条 立竹木	2-27
第3節 算定	2-28
第82条 移転先の検討	2-28
第83条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	2-28
第84条 木造建物	2-28
第85条 木造特殊建物	2-29
第86条 非木造建物	2-29

第87条 照応建物の詳細設計	2-29
第88条 機械設備	2-29
第89条 生産設備	2-29
第90条 附帯工作物	2-29
第91条 庭園	2-30
第92条 墳墓	2-30
第93条 立竹木	2-30
第7章 営業その他の調査	2-31
第1節 調査	2-31
第94条 営業その他の調査	2-31
第95条 営業に関する調査	2-31
第96条 居住者等に関する調査	2-32
第97条 動産に関する調査	2-32
第2節 調査書の作成	2-32
第98条 調査書の作成	2-32
第3節 算定	2-32
第99条 補償額の算定	2-32
第8章 消費税等調査	2-34
第100条 消費税等に関する調査等	2-34
第101条 調査	2-34
第102条 補償の要否の判定等	2-34
第9章 予備調査	2-36
第1節 調査	2-36
第103条 予備調査	2-36
第104条 企業内容等の調査	2-36
第105条 敷地使用実態の調査	2-36
第106条 建物調査	2-37
第107条 機械設備等調査	2-37
第2節 調査書等の作成	2-37
第108条 企業概要書	2-37
第109条 配置図	2-37
第110条 建物、機械設備等の図面作成	2-38
第111条 移転計画案の作成	2-38
第3節 算定	2-38
第112条 補償概算額の算定	2-38

第10章 移転工法案の検討	2-39
第1節 調査	2-39
第113条 移転工法案の検討	2-39
第114条 企業の内容等の調査	2-39
第115条 敷地使用実態の調査	2-39
第2節 調査書等の作成	2-40
第116条 企業概要書	2-40
第116条の2 配置図	2-40
第117条 移転工法案の作成	2-40
第118条 補償額の比較	2-41
第11章 再算定業務	2-41
第119条 再算定業務	2-41
第120条 再算定の方法	2-41
第12章 補償説明	2-41
第121条 補償説明	2-41
第122条 概況ヒアリング	2-41
第123条 現地踏査等	2-42
第124条 説明資料の作成等	2-42
第125条 権利者に対する説明	2-42
第126条 記録簿の作成	2-42
第127条 説明後の措置	2-42
第13章 事業認定申請図書等の作成	2-43
第128条 事業認定申請図書等の作成	2-43
第129条 事業認定申請図書の作成	2-43
第130条 事業計画の説明	2-43
第131条 現地踏査	2-43
第132条 起業地の範囲の検討	2-43
第133条 事業認定申請図書の作成方法	2-43
第134条 相談用資料の作成方法	2-44
第135条 相談用資料の添付図面の作成方法	2-44
第136条 申請図書の作成	2-44
第137条 裁決申請図書の作成	2-44
第138条 現地踏査	2-44
第139条 裁決申請図書の作成方法	2-45

第140条 明渡裁決申立図書の作成	2-45
第141条 現地踏査	2-45
第142条 明渡裁決申立図書の作成方法	2-45
第14章 地盤変動影響調査等	2-46
第1節 調査	2-46
第143条 地盤変動影響調査	2-46
第144条 調査	2-46
第145条 費用負担の要否の検討	2-46
第2節 算定	2-46
第146条 費用負担額の算定	2-46
第3節 費用負担の説明	2-46
第147条 費用負担の説明	2-46
第148条 概況ヒアリング等	2-47
第149条 説明資料の作成等	2-47
第150条 権利者に対する説明	2-47
第151条 記録簿の作成	2-47
第152条 説明後の措置	2-47
第15章 写真台帳の作成	2-48
第153条 写真台帳の作成	2-48
第16章 土地調書及び物件調書の作成等	2-48
第154条 土地調書等の作成	2-48
第17章 検証	2-48
第155条 検証	2-48
別記1 土地現地調査報告書作成要領	2-49
別記2 成果物一覧表	2-53
別表第1 用地実測図及び用地平面図表示記号	2-62
別表第2 建物平面図等表示記号	2-64
(参考) 用地測量業務フローチャート	2-101
様式一覧表	2-102
参考要領一覧表	2-104

# 第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県が土地等を取得、若しくは使用する（以下「取得等」という。）に当たり、又は工事の施工に起因する地盤変動に伴い生じた損害等に係る事務を処理する際に必要となる測量、調査及び補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 四 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 五 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 六 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 七 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、用地調査等業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 八 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、第5条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 九 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に基づいて作成された書類をいう。
- 十 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表及び質問回答書をいう。
- 十一 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のものとなる計算書等をいう。
- 十二 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十三 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十四 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等について

て示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。

十五 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十六 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十七 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十八 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

十九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。

二十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

二十一 「基準」とは、三重県国土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和42年7月10日監第743号）をいう。

二十二 「運用方針」とは、三重県国土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和51年9月10日用第276号）をいう。

二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

#### （基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、三重県国土整備部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

#### （個人情報の取扱い）

第3条の2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項（用地測量・用地調査）」を守らなければならない。

(用地調査等業務の区分)

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号、平成28年度国土交通省告示第565号及び令和2年国土交通省告示第461号により一部改正）を準用）により行うものとし、この仕様書においては、地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- 二 建物は、表1により木造建物〔I〕、木造建物〔II〕、木造建物〔III〕、木造特殊建物、非木造建物〔I〕及び非木造建物〔II〕に区分する。（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）

表1 建物区分

区分	判断基準
木造建物〔I〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔II〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔I〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔III〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔I〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔II〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- （1）電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）太陽光発電設備（建材型）等）
- （2）通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- （3）ガス設備
- （4）給・排水設備、衛生設備
- （5）空調（冷暖房・換気）設備
- （6）消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- （7）排煙設備

- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合はこの限りではない。

三　工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2　工作物区分

区分	判定基準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A　製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B　営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C　製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D　上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するものの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装道路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附隨する工作物及び立竹木を含む

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 定 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</li> <li>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。</li> <li>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。</li> <li>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したものです、囲障に相当するものをいう。</li> <li>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</li> </ul> <p>B 利 用 樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木</p> <p>名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地 被 類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</li> <li>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</li> </ul> <p>E 芝 類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものを除く。</li> <li>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</li> </ul>

	<p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹林又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者及び担当技術者)

第5条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、発注に係る用地調査等の補償業務ごとに「担当技術者」を定めるものとし、契約締結後 14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に、その氏名その他必要な事項を担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により監督員に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。

## 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

#### (施行上の業務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

#### (打合せ等)

第7条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿（様式第7号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

#### (現地踏査)

第8条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

#### (業務計画の策定等)

第9条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書（様式第5号の1）を策定し、契約締結後14日（休日等を含む）以内に監督員に提出するものとする。

- 2 前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第23条及び第24条に関する事項も含めるものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針

三 業務工程表（様式第5号の2）

四 業務組織計画（業務内容とその担当者名等を記載）

五 打合せ計画

六 成果物の品質を確保するための計画（受注者のチェック体制等を記載）

七 成果物の内容、部数

八 使用する主な図書及び基準

九 連絡体制（緊急時含む）

十 使用する主な機器

十一 その他

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。

(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（監督員の指示等）

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち合わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について

疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録簿（様式第7号）に記録し相互に確認するものとする。

（支給品等）

- 第 11 条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
- 3 支給品の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡しは、支給品引渡通知書（様式第8号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書（様式第9号）を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

- 第 12 条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立ち入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

- 第 13 条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第18号）を監督員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

- 第 14 条 受注者は、発注者から用地調査等業務に従事する者の身分証明書（様式第19号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。
- 2 用地調査等業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

- 第 15 条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に

当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第16条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第17条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めるときは、これに応ずるものとする。

2 監督員は、前項で提出した成果物の一部についてその報告を受注者に求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

(成果物)

第18条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。

三 目次及びページを付す。

四 容易に取りはずしが可能な方法により編綴する。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。

3 提出する成果物は、別記2成果物一覧表に掲げるもので、特記仕様書のとおり提出するものとし、提出部数は、原紙・原図の他、正副各1部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」によるものとする。

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条の2に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第19条 受注者は、検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

#### (修補)

第 20 条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### (条件変更等)

第 21 条 契約書第 18 条第 1 項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿（様式第 6 号）によるものとする。

#### (守秘義務)

第 22 条 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 9 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。
- 六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### (安全等の確保)

第 23 条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施

中の安全を確保しなければならない。

- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### (行政情報流出防止対策の強化)

- 第24条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第9条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

## 第2節 数量等の処理

#### (建物等の計測)

- 第25条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
  - 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
    - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
    - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第26条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第27条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償額算定調書に計上する数値)

第28条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第25条による計測値を基に算出した数値とする。

一 建物の延べ床面積は、第26条第3項で算出した数値とする。

二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(補償額等の端数処理)

第29条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

- ロ 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
  - ハ 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあっては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。
- 三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100 円未満切り捨てとする。

## 第3章 権利調査

### 第1節 調査

#### (権利調査)

第30条 権利調査とは、登記事項証明書等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

#### (地図等の転写)

第31条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
  - 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
  - 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。
- 2 受注者は、前項により作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる図面の転写を行うものとする。
- 一 法務局に提出済みの地積測量図
  - 二 公共団体に備える図面
  - 三 その他参考となる図面

#### (土地の登記記録の調査)

第32条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 仮処分、仮差押その他必要と認める事項

#### (建物の登記記録の調査)

第33条 建物の登記記録の調査は、第31条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(墓地管理者等の調査)

第34条 墓地管理者等の調査は、中部地区用地対策連絡協議会（以下「中部用対」という。）の定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領（以下「改葬及び祭し料要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

(転写連続図の作成)

第35条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線（赤色で記入する）
- 二 第27条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第36条 第32条及び第33条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第20号の1、第20号の2）及び建物の登記記録調査表（様式第21号の1、第21号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第34条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

## 第4章 用地測量

### 第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第37条 調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第38条 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第35条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第43条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第39条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第40条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第42条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を、第32条、第33条及び第34条の調査結果を基に、用地測量(境界確認)立会一覧表(様式第23号)として作成するものとする。

2 前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(復元測量)

第41条 受注者は、境界確認に先立ち、第31条において収集した地積測量図、公共団体に備える図面及びその他参考となる図面(以下「地積測量図等」という。)に基づき、境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合には復元するべき位置に仮杭(以下「復元杭」という。)を設置するものとする。なお、実施に当たっては次の各号に基づいて行うものとする。

- 一 収集した地積測量図等において、復元する範囲は監督員と協議し、指示を受けるものとする。
- 二 前号で指示を受けた範囲において、収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。
- 三 境界杭に亡失等の異常がある場合は、復元杭を設置する。

四 収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と、現地に存する境界杭の位置が相違する場合には復元杭を設置せず、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第42条 境界立会いの画地及び範囲は、三重県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

(境界立会い)

第43条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業にあたっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、原則としてプラスチック杭又は金属鉈（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。  
ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から立会確認書（様式第24号）に確認のための署名押印を求めるものとする。
  - 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
    - 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
    - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
    - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

## 第2節 境界測量

### (用地測量の基準点)

第44条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議するものとする。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

### (境界測量)

第45条 各境界点の測量を行うに当たっては、三重県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

### (用地境界仮杭の設置)

第46条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきTS等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
  - 二 用地境界仮杭は、原則としてプラスチック杭又は金属鉛（頭部径15mm）等のものとする。
  - 三 用地境界仮杭は、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。
- 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控え杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との距離等を明示した関係図を作成するものとする。

### (境界点間測量)

第47条 境界点間測量は、三重県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

## 第3節 土地の面積計算

### (面積計算の範囲)

第48条 面積計算の範囲は、第42条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象とな

る土地以外の土地（残地）の面積

- 2 一筆の土地が用地取得線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一団の土地にあっては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。

#### （土地の面積）

第49条 受注者は、第45条の測量結果を基に、座標求積により土地の面積を求め、面積計算表を作成しなければならない。

土地の面積は、一筆ごとに次のイ又はロの方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価額の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。

この場合において、一筆の土地に異なる地目及び異なる権利者がある場合には、評価額の高いと認められる地目を先順位とする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。

- 2 前項の判断は、監督員の指示によるものとする。

- 3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

- 4 受注者は、土地の面積計算を終了したときは、各筆の所有者又は所有権以外の権利者ごとに土地の登記記録調査表（様式第20号の2）及び用地実測図等の内容を整理して取得用地一覧表（様式第25号）を作成するものとする。

#### （地目）

第50条 受注者は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める現況地目により土地を区分するものとする。

## 第4節 用地実測図等の作成

#### （用地実測図等の作成）

第51条 用地実測図等の作成に当たっては、三重県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。

- (1) 土地の測量に従事した者の記名押印
- (2) 道路名及び水路名

(3) 建物及び工作物

- 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督員が指示する事項を記入する。
- 三 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(土地現地調査報告書の作成)

第 52 条 受注者は、土地現地調査報告書（様式第 26 号の 1）及び参考図（様式第 26 号の 2）を別記  
1 「土地現地調査報告書作成要領」に基づいて作成するものとする。

(関係官公庁への手続き等)

第 52 条の 2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
- 3 受注者は、測量法第 14 条（実施の公示）、第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第 15 条に基づく測量成果の検定は、原則行わない。

## 第5章 土地評価

### (土地評価)

第53条 土地評価とは、取得等する土地(残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。)の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

### (土地評価の基準)

第54条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き三重県県土整備部損失補償取扱要領別記1土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施するものとする。

### (現地踏査及び資料作成)

第55条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

#### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパー・マーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

#### 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)
- (6) 取引年月日、取引価格等

(7) 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分の1～500分の1程度)

### 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

### 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

### 五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準法

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

### 六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第56条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第1項第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第57条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第49条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価格は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第58条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調書を作成するものとする。

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

(建物等の調査)

第59条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第60条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
  - 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
  - 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
  - 四 その他配置図作成に必要となる事項
- 2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第61条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第62条 木造建物〔I〕の調査は、建物移転料算定要領（平成29年3月30日付け中部用対第54号（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、木造建物要領第23条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

- 2 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15付録別表第11の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
- 4 図面に表示する記号は、原則として別表第2による表示記号を用いるものとする。（以下第63条、第64条において同じ。）

(木造特殊建物)

第63条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

#### (非木造建物)

第 64 条 非木造建物〔I〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、非木造建物要領第 10 条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

2 非木造建物〔II〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

#### (機械設備)

第 65 条 機械設備の調査は、中部用対の定める機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

#### (生産設備)

第 66 条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあっては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあっては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

#### (附帯工作物)

第 67 条 附帯工作物の調査は、中部用対の定める附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

#### (庭園)

第 68 条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

#### (墳墓)

第 69 条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第70条 立竹木の調査は、中部用対の定める立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第71条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に木造建物要領により作成するものとする。

(法令に基づく施設改善)

第72条 法令に基づく施設改善の調査書は、第61条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時ににおいては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

(木造建物)

第73条 木造建物の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔I〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。  
3 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

(木造特殊建物)

第74条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（短計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第 75 条 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第 64 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第 64 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第 76 条 機械設備の図面及び調査書は、第 65 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第 77 条 生産設備の図面及び調査書は、第 66 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第 78 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 67 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第 79 条 庭園の調査書は、第 68 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 80 条 墳墓の図面及び調査書は、第 69 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第 81 条 立竹木の図面及び調査書は、第 70 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

### 第3節 算 定

#### (移転先の検討)

第82条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項（4）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

- 一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）
- 二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）
- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
- 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。
- 4 第3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第71条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

#### (法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第83条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第72条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準細則第15条第3項の定めるところにより行うものとする。

#### (木造建物)

第84条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第73条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

#### (木造特殊建物)

第 85 条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 74 条で作成した図面及び調査書を基に当該建物の推定再建築費を積算するものとする。その積算に当たっては、木造建物要領第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

#### (非木造建物)

第 86 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 75 条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔II〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

#### (照応建物の詳細設計)

第 87 条 第 82 条第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により第 82 条第 1 項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 82 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 31 号の 1、第 31 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 31 号の 3）
- 三 計画概要比較表（様式第 31 号の 4）

#### (機械設備)

第 88 条 機械設備の補償額の算定は、第 76 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

#### (生産設備)

第 89 条 生産設備の補償額の算定は、第 77 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

#### (附帯工作物)

第 90 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 78 条で作成した資料を基に附帯工作物要領及び中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(庭園)

第91条 庭園の補償額の算定は、第79条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

2 前項の内、庭石等の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(墳墓)

第92条 墳墓の補償額の算定は、第80条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第93条 立竹木の補償額の算定は、第81条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

(営業その他の調査)

第94条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第95条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

#### 一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

#### 二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

#### 三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

##### イ 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

##### ロ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

#### 四 その他補償額の算定に必要となるもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、

仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - 三 仮設組立建物等の資料のリースに関する資料
- 4 前3項の調査に当たっては、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記4 営業調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。

#### (居住者等に関する調査)

第96条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号及び室番号）
  - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
  - 三 住居の占有面積及び使用の状況
  - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
  - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

#### (動産に関する調査)

第97条 動産に関する調査は、中部用対の定める動産移転料調査算定要領（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書の作成

#### (調査書の作成)

- 第98条 営業に関する調査書は、第95条の調査結果を基に営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第96条の調査結果を基に居住者調査表（様式第33号の1、第33号の2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

## 第3節 算 定

#### (補償額の算定)

- 第99条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。
- 4 第1項の補償額の算定に当たっては、営業要領により行うものとする。

## 第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第100条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第七号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第101条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
  - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
  - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
  - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
  - 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
  - 六 消費税課税事業者選択届出書
  - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
  - 八 消費税課税事業者届出書
  - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
  - 十 法人設立届出書
  - 十一 個人事業の開廃業等届出書
  - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
  - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
  - 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
  - 十五 特定期間の給与等支払額に係る書類（特定新規設立法人に該当する旨の届出書）
  - 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
  - 十七 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第102条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」（令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知）別添一5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、

消費税等調査表（様式第35号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

#### (予備調査)

第103条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

#### (企業内容等の調査)

第104条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

#### (敷地使用実態の調査)

第105条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

#### (建物調査)

第 106 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 62 条から第 64 条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

#### (機械設備等調査)

第 107 条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 104 条及び第 105 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 88 条から第 90 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

## 第 2 節 調査書等の作成

#### (企業概要書)

第 108 条 企業内容等の調査書は、第 104 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 36 号の 1）を用いて、作成するものとする。

#### (配置図)

第 109 条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 105 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第 110 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 111 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 104 条から第 107 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第 1 (4) 第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
  - 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
  - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - 四 建物、機械設備等の移転工程表
  - 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
  - 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 36 号の 2）
  - 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 36 号の 3）
- 2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 31 号の 1、第 31 号の 2）
  - 二 面積比較表（様式第 31 号の 3）
  - 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 31 号の 4）

### 第 3 節 算 定

(補償概算額の算定)

第 112 条 前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 108 条から第 111 条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

# 第10章 移転工法案の検討

## 第1節 調査

### (移転工法案の検討)

第113条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

### (企業の内容等の調査)

第114条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第108条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

### (敷地使用実態の調査)

第115条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第105条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

## 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

- (1) 前条第六号の製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (2) 第 102 条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (3) 第 93 条第二号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

## 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

### 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

## 第 2 節 調査書等の作成

### （企業概要書）

第 116 条 企業内容等の調査書は、第 114 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 36 号の 1）を用いて、作成するものとする。

### （配置図）

第 116 条の 2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第 115 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

### （移転工法案の作成）

第 117 条 大規模工場等の移転工法案は、第 60 条から第 68 条まで、第 70 条、第 114 条及び第 115 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第 1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
  - 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
  - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - 四 建物、機械設備等の移転工程表
  - 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
  - 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 36 号の 2）
  - 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 36 号の 3）
- 2 前項の検討にあたり照應建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員

から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第31号の1、第31号の2）
- 二 面積比較表（様式第31号の3）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第31号の4）

（補償額の比較）

第118条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1項（4）第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

## 第11章 再算定業務

（再算定業務）

第119条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第120条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

## 第12章 補償説明

（補償説明）

第121条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング）

第122条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第123条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第124条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第125条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第126条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第37号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第127条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

## 第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第128条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第129条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成  
起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの
- 二 申請図書作成  
起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第130条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第131条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第132条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第133条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第 134 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書（案）
- 四 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- 六 免許・許認可等があつたことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 135 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第 133 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第 4 条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第 136 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 137 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 138 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものと

する。

(裁決申請図書の作成方法)

第 139 条 裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第 140 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 141 条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 142 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

## 第14章 地盤変動影響調査等

### 第1節 調査

#### (地盤変動影響調査)

第143条 地盤変動影響調査とは、地盤変動事務処理要領に基づき、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

#### (調査)

第144条 地盤変動影響調査は中部用対の定める地盤変動影響調査算定要領（以下「地盤変動影響調査算定要領」という。）により行うものとする。

2 前項により難い場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

#### (費用負担の要否の検討)

第145条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が三重県の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部または一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

### 第2節 算定

#### (費用負担額の算定)

第146条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難い場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

### 第3節 費用負担の説明

#### (費用負担の説明)

第147条 費用負担の説明とは、三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第 148 条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 149 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 150 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。
  - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 151 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 37 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 152 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

## 第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 153 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
  - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
  - 六 第 14 章に定める調査等と合わせて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

## 第 16 章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第 154 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 38 号）及び物件調書（様式第 39 号）を作成するものとする。

## 第 17 章 検証

(検 証)

第 155 条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、第 17 条に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

- 2 第 3 章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

## 土地現地調査報告書作成要領

### 共通事項

- 1 この調査報告書は、土地の表示に関する登記の官公署の嘱託に当たり、現地での申請物件の特定及び嘱託に係る事実に関し、調査、確認した経緯、結果等をとりまとめて明らかにするものであり、原則として1筆の土地ごとに1調査報告書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地をとりまとめて1調査書用紙により作成して差し支えない。
- 2 各欄中、該当する項目の□の中にレ点の印を付ける。該当項目が複数ある場合は、それぞれの項目にレ点の印を付ける。該当項目の表示がない場合は、その他にレ点の印を付け、その括弧内に必要事項を記載する。なお、当該箇所に記載できない場合には、備考欄に(ア)(イ)(ウ)等の適宜の符号を冠記して関係事項を記載し、該当欄に例えば「備考欄(ア)記載のとおり。」と記載して相互の関係を明らかにするものとする。
- 3 該当項目にレ点の印を付しただけでは説明が困難又は相当でないときは、現況写真又は法務局備付地図等の写し、地積測量図の写し、その他の図面等を利用して簡明に説明した上、これを調査報告書につづるものとする。この場合、該当欄には例えば「別添図面のとおり。」又は「別添現況写真（調査報告書につづった資料名を記載）参照」のように記載する。
- 4 作成年月日は、調査報告書を作成した日を記載する。
- 5 用地担当課長名は、調査報告書に係る土地の調査、測量等を担当した部署の課長名を記載するものとする。
- 6 担当者名は、調査報告に係る土地の現地における調査、立会い（立会人の本人確認を含む）等を行った担当者名を記載するものとし、複数の者が担当した場合は、主たる者を記載する。なお、土地の現地における調査、立会い等及び嘱託登記を公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託した場合は、「公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 氏名何某 職印」と記載する。

### [各欄の記載]

#### 1 登記の目的欄

申請する登記の目的を記載する。

#### 2 申請対象土地欄

申請する土地の登記記録上の所在、地番、地目及び地積を記載する。なお、数筆の土地を一括申請する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地の地番、地目及び地積を併記する。

#### 3 地域区分欄

不動産登記規則第10条第2項による地域区分を記載する。

#### 4 地図等の分類・種類欄

申請対象土地の管轄登記所備付地図等による分類及び種類を記載する。

## 5 所有権確認資料欄

申請する土地の所有権に関し、所有者又は利害関係人等の所有権を証する情報等について確認した資料を記載する。

## 6 申請土地の確認欄

申請する土地の特定に関し、確認した資料及び現地での調査を記載し、地図等における土地の位置及び形状と現地におけるそれとの整合性を記載する。

## 7 現況及び利用状況欄

申請する土地の現況、利用状況、利用目的及び占有状況について調査した結果を記載する。

## 8 筆界に関する情報

### (1) 筆界調査の方法欄

境界調査のため利用した資料等を記載する。

### (2) 境界標等の種類欄、同既設・新設欄及び同位置欄

現地に設置されている境界標の種類及び既設・新設を記載し、その位置を図面で表示する。なお、図面による表示例は別紙参考図のとおりであり、表示する境界標は種類欄の境界標の（ ）で記載した記号により表記して差し支えない。

## 9 民有地の立会人及び本人確認方法等欄

対象土地の筆界の調査に関し、立会いが行われた結果及び立会人の本人確認方法を記載する。立会人の本人確認方法は、該当する確認方法の番号を記載すれば足り、調査報告書にその写し等を併せて提供する必要はない。立会人氏名及び立会年月日は、同一筆界について複数人、複数回において行われている場合、最終的に筆界を確認した際の立会人及び立会年月日を記載すれば足りる。

なお、これら境界立会の方法及び結果等を記録した境界立会調書等の写しをもって代えることができる。この場合は、別添「境界立会調書の写しのとおり」として調査報告書につづるものとする。

## 10 公有地の立会確認者欄

対象土地に公有地が含まれる場合の立会いについて、立ち会った官公署の職員の所属、官職、氏名及び立会年月日を記載する。なお、同一官公署において、その所管を異にする部署の立会いを求めた場合も同様に記載する。

## 11 測量・求積の方法等欄

### (1) 基本三角点等欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量を行った場合に使用した基本三角点等を記載する。なお、その位置については、当該基本三角点等の「点の記」の写しを提供するか又は8（2）の境界標等の位置を表示した図面等を用いて基本三角点等の名称及びその座標値を表示する（不動産登記事務取扱手続準則第50条第1項）。

### (2) 恒久的地物欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合に近傍の恒久的地物に基づく測量を行った場合は、使用した当該地物の名称、概略図及びその座標値を8（2）の境界標等の位置を表示した図面等を用いて表示する（不動産登記事務取扱手続準則第50条第2項）。

(3) 観測方法、求積方法、座標系欄

申請する土地の地積、筆界点の位置を明らかにするため調査・測量を実施した場合は、その方法、使用機器、求積の方法及び座標系並びに測量年月日を記載する。

(4) 許容誤差欄

地積測量図を作成するための測量における誤差の限度を明らかにするため、不動産登記規則第77条第5項において準用する第10条第4項の規定による地域区分、精度区分を記載する。

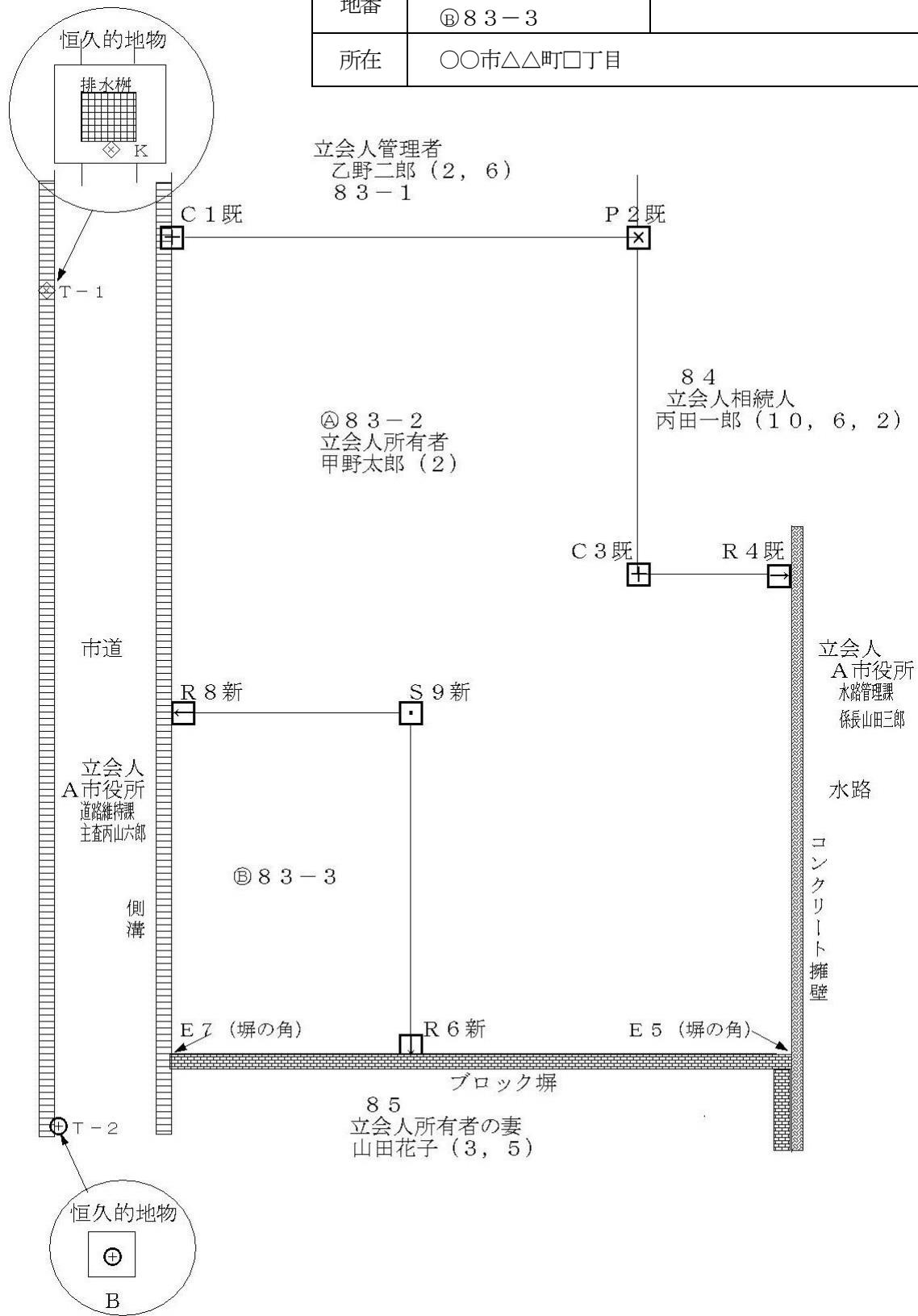
なお、この許容誤差は、分筆前の地積を基準にすることから（不動産登記事務取扱手続準則第72条第1項）これを超えるときは併せて地積更正の登記をする必要があるため、その有無を記載する。

## 12 備考欄

備考欄には、該当事項欄に記載できない事項のほか、参考となる事項等を記載する。

## 参考図

地番	Ⓐ 83-2 Ⓑ 83-3
所在	○○市△△町□丁目



注 土地所在図、地積測量図などを参考図として利用しても差し支えない。

## 成 果 物 一 覧 表

- 1 各成果品の提出部数は原紙、原図のほか、正副各1部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県C A L S電子納品運用マニュアル」によるものとする。
- 2 成果物は、仕様書及び特記仕様書に指示する成果品を提出するものとする。

業 務 区 分	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
権利調査	地図等の転写	転 写 図	不動産登記法14条地図又は公図の転写
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)	様式第20号の1
		土地の登記記録調査表	様式第20号の2
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)	様式第21号の1
		建物の登記記録調査表	様式第21号の2
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表 墓地使用(祭祀)者調査表	様式第22号の1 様式第22号の2
用地測量	転写連続図作成	転 写 連 続 図	位置関係を整合させた公図の連続図・取得予定線を記入
	地積測量図転写	地 積 測 量 図	分筆されているときは写しを添付する
	復元測量	復元箇所位置図 計 算 書	復元箇所写真を含む 座標、復元の起点の記載
	境界立会	立会確認書 用地測量(境界確認) 立会一覧表	様式第24号 様式第23号
	補助基準点の設置	基準点成果表、基準点網図、観測手簿、計算簿、点の記、精度管理表	補助基準点の写真を含む
	境界測量	基準点一覧表(使用部分)、観測手簿、計算書	
	用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図	用地実測図を基に作成 作業写真添付

用 地 測 量	境界点間測量	境界測量精度管理表		
	現況測量	用地実測図 用地平面図		家屋・工作物の位置
	用地実測図作成	用地実測図原図 用地平面図原図	ポリエステルシートA 1300番、縮尺1/250を標準とする。	
	用地平面図作成	紙図面	縮尺1/500を標準とする。	
		データファイル 精度管理表 品質評価書 メタデータ		
	面積計算	面積計算書		座標法による。用地実測図余白に記載。
		取得用地一覧表		様式第25号
	土地現地調査報告書作成	土地現地調査報告書 参考図		様式第26号の1 様式第26号の2
	永久境界埋設	埋設位置図 埋設位置座標	原則コンクリート杭 12cm×12cm×90cm	写真を含む。
	関係官公庁への手続き等	公共測量実施計画書 (案)		測量法第36条
		公共測量成果等の提出について(案)		測量法第40条
		その他の手続書類		
土地評価	土地評価	同一状況地域区分図		
		取引事例地等調査表		
		収益事例又は造成事例調査表		
		判定理由書		
		格差判定基準表		
		標準地調査書		添付図面を含む
		標準地評価調査書(案)		
		比準調書(案)		
		残地補償金算定調査書(案)		
	上記のほか、「土地評価事務処理要領」「土地評価業務処理要領」による。			

建 物 等 の 調 査	木造建物〔I〕 の 調 査	配 置 図	A3 1/100又は1/200	
		平 面 図	A3 1/100	
		立 面 図	A3 1/100	
		屋 根 伏 図	A3 1/100	
		建築設備位置図 (電気設備)	A3 1/100	
		建築設備位置図 (給水・給湯設備)	A3 1/100	
		建築設備位置図 (屋内・排水設備)	A3 1/100	
		建築設備位置図 (屋外・排水設備)	A3 1/100又は1/200	
		建築設備位置図 (上記以外の建築設備)	A3	必要に応じて作成
		写 真 摄 影 方 向 図	1/100又は1/200	
	木造建物〔II〕 及び木造建物 〔III〕の調査	木 造 建 物 調 査 表		木造建物要領参照 様式第1 木造建物数量計算書(様式2 ～6)を含む
		木 造 建 物 建 築 直 接 工 事 費 計 算 書		損失補償算定標準書 算定要領編参照 様式第9
		建 物 移 転 料 算 定 表		損失補償算定標準書 算定要領編参照 再築工法(様式第1号)、 改造工法(様式第2号)、 復元工法(様式第3号)、 除却工法(様式第4号) を含む
木造特殊建物 の 調 査	木造建物〔I〕 に準ずるほか下記図面を作成する。	木 造 建 物 〔I〕 に準ずるほか下記図面を作成する。		
		基 础 伏 図	A3 1/100	
		床 状 図	A3 1/100	
		軸 組 図	A3 1/100	
		小 屋 伏 図	A3 1/100	
木造特殊建物 の 調 査	木 造 建 物 〔I〕 に準ずるほか下記図面を作成する。	木 造 建 物 〔I〕 に準ずるほか下記図面を作成する。		
		基 础 伏 図	A3 1/100	
		床 状 図	A3 1/100	

建 物 等 の 調 査	非木造建物〔I〕 及び〔II〕調査	軸組図	A3 1/100	
		小屋伏図	A3 1/100	
		断面図（矩計図）	A3 1/50	
		その他の詳細図		必要に応じて作成
		建物概要		
		平面図	A2 1/50～1/100	
		構造詳細図	断面図 A2 1/50～1/100	
		杭地業想定設計図	A2 1/20～1/100	
		根切想定設計図	A2 1/20～1/100	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない
		上部ぐ体現状図	A2 1/20～1/100	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない
	立面図他	立面図	A2 1/50～1/100	
		写真方向撮影図	A2 1/50～1/100	
		配置図	A2 1/100～1/250	
	その他調査書	仕上表	A2	
		面積表	A2	
		建具表	A2	
	電気設備	器具一覧表		
		器具配置図	A2 1/50～1/100	
		受変電設備図	A2 1/50～1/100	
		幹線系統図	A2 1/50～1/100	
		動力設備系統図	A2 1/50～1/100	
	給排水衛生設備	器具一覧表		
		器具配置図	A2 1/50～1/100	
		消防設備系統図	A2 1/50～1/100	
		汚水処理設備図	A2 1/50～1/100	

建 物 等 の 調 査	非木造建物〔I〕 及び〔II〕調査	空 気 調 和 設 備	器 具 一 覧 表	
		器 具 配 置 図	A2 1/50～1/100	
		昇 降 設 備	諸 元 表	
	非木造建物〔I〕 及び〔II〕調査	その 他 設 備		必要に応じて作成 積算に必要となる図面は上記以外でも適宜作成
		工 事 内 訳 明 細 書		
		建 物 移 転 料 算 定 表		損失補償算定標準書 算定要領編参照 再築工法（様式第1号）、 改造工法（様式第2号）、 復元工法（様式第3号）、 除却工法（様式第4号） を含む
	機械設備調査	機 械 設 備 調 査 表		機械設備要領参照 様式第1
		機 械 設 備 位 置 図	A3 1/100又は1/200	
		電 気 設 備 図	A3 1/100又は1/200	
		配 管 設 備 図	A3 1/100又は1/200	
		機 械 基 礎 図	A3 1/50又は1/100	
		プロセスコンピュー タ 一 設 備 図	A3 1/50又は1/100	必要に応じて作成
		写 真 摄 影 方 向 図	A3 1/100又は1/200	撮影困難な場合は姿図作成
		機械設備算定内訳書 及び機械設備直接工 事 費 明 細 書		機械設備要領参照 機械設備据付工数等計算書、機 械設備運搬台数計算書、機械設 備見積比較表を含む
		移 転 工 法 案 の 検 討 資 料		製造工程図、動線配置図、移転 工程表
	生産設備調査	工 作 物 調 査 表		様式第27号
		平 面 図		
		立 面 図		
		構 造 図		

建 物 等 の 調 査	生産設備調査	断面図	
		生産設備新設費 (移設費) 積算調査書	機械設備調査に準じて作成
	附帯工作物調査	附帯工作物調査表	附帯工作物要領参照 様式第1
		配置図 A3 1/100~1/200	
		詳細図 A3 1/50~1/100	
		その他必要とする図面 A3 1/100~1/200	
		補償額算定書	附帯工作物要領参照 様式第2
	庭園の調査	平面図	
		工作物調査表	様式第27号
		立竹木調査表	様式第29号
	墳墓の調査	工作物調査表	様式第27号
		墳墓配置図	
営業 その 他の 調査	営業調査	営業調査 総括表(1)	様式第32号の1
		営業調査 総括表(2)	様式第32号の2
		事業概況説明書	個人の場合は、営業概況書とする。
		確定申告書(写)	勘定科目内訳説明書(写)も添付する。
		損益計算書	個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。
		貸借対照表	個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。
		登記簿(法人・商業) の写し	
		固定資産台帳の写し	
		従業員調査表	様式第32号の3
		売場及び工場配置図	
		生産及び販売実績 調査表	

営業その他 の調査	営業調査	設備、機械器具 調査表		
		受注又は顧客動向 調査表		
		在庫率及び回転率 調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動 資産調査表		
		仕入先調査表		様式第32号の4
		営業補償金額 総括表		
		事業所及び営業 概況書		
		営業補償 方法認定書		
		移転工法別経済 比較表		
		認定収益額 算定期表		
		固定的経費内訳表		
		固定的経費付属 明細書		
		固定資産の売却損 補償内訳表		
		人件費内訳表		
		移転広告費内訳表		
		移転工程表		
		損益計算書比較表		
	居住者等に関する 調査	居住者調査表 (自家・家主)		様式第33号の1
		居住者調査表 (借家・借間)		様式第33号の2
消費税等調査	消費税等調査表			様式第35号、表-1、表-2

予 備 調 査	企 業 概 要 書	企 業 概 要 書		様式第36号の 1
	配 置 図	配 置 図	1 /500又は1 /1,000	
	建物、機械設備等の図面作成	平面図、立面図等		
	移転計画案の作成	移 転 工 程 表		
		移 転 計 画 図	1 /500又は1 /1,000	
		移転工法(計画)案検討概要書		様式第36号の 2
	移転工法案の作成	移転工法(計画)各案の比較表		様式第36号の 3
		計 画 概 要 表 ( 檢 討 資 料 )		様式第31号の 1
		計 画 概 要 表		様式第31号の 2
		面 積 比 較 表		様式第31号の 3
		計 画 概 要 比 較 表		様式第31号の 4
		写 真 摄 影 ( 使用 状 況 )		
		移 転 計 画 図	1 /500又は1 /1,000	
移 転 工 法 案 の 検 討	移転工法案の作成	企 業 概 要 書		様式第36号の 1
		移 転 工 程 表		
		移 転 計 画 図	1 /500又は1 /1,000	
		移転工法(計画)案検討概要書		様式第36号の 2
		移転工法(計画)各案の比較表		様式第36号の 3
		計 画 概 要 表 ( 檢 討 資 料 )		様式第31号の 1
		計 画 概 要 表		様式第31号の 2
		面 積 比 較 表		様式第31号の 3
		計 画 概 要 比 較 表		様式第31号の 4
補 償 説 明	補 償 説 明 記 錄 簿			様式第37号
事 業 認 定 申 請 図 書 等 の 作 成				事業認定申請図書作成要領の定める所による。

地盤変動影響調査	調査区域位置図	1/5,000 又は 1/10,000	
	調査区域平面図	1/500 又は 1/100	
	建物等調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第1号
	建物等調査書	平面図、立面図は 1/100 その他調査図は 1/100又は1/10	地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第2号
	損傷調査書		地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第3号
	写真集		地盤変動影響調査算定要領 参照 様式第4号
	補償説明記録簿		様式第37号
写真台帳の作成	写真台帳		第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて作成する。
土地調書及び物件調書の作成	土地調書		様式第38号
	物件調書		様式第39号

(注) 1 その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

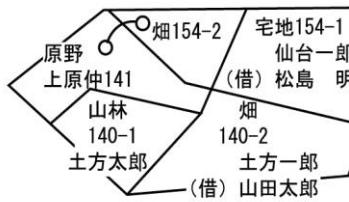
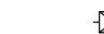
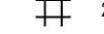
- 2 設備配置図には、借家人等が設置した建築設備についても、これが明らかになるよう別途の記号により記入するものとする。
- 3 設備配置図には、同種の建築設備と工作物がある場合は、色分け等により記入するものとする。

別表第1（第51条関係）用地実測図及び用地平面図表示記号

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中心杭	(○) 3.0 mm	黒 0.2	設置された杭を 2.5 mmで表示すること。
中心杭番号	No.5 2.0 mm	黒 0.2	
用地境界仮杭 及び用地幅杭		黒 0.15	
大字の境界		黒 0.35	
字の境界		黒 0.35	
土地の境界		黒 0.15	
用地取得線		赤 0.2	
土地の境界線 イ 石 杭		黒 0.15	
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭 (プラスチック杭)		黒 0.15	
ニ 不銹鋼杭 (ステンレス杭)		黒 0.15	
ホ 金 属 標 (プレート)		黒 0.15	
ヘ 金 属 鉛		黒 0.15	
ト 木 杭		黒 0.15	
チ 刻 印 (ペイント)		黒 0.15	
リ 計 算 点		黒 0.15	
一筆内の異なる 権利の境界		赤 0.10	
一筆内の異なる 地目の境界		赤 0.10	
一筆内の異なる 占有者の境界		緑 0.15	

(注) これにより難い場合は監督員と協議すること。

別表第1（第51条関係）用地実測図及び用地平面図表示記号

区分	記号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
地番	アラビア数字 左 横 書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0 	黒 0.15 黒 0.10 黒 0.15																													
同一所得者記号 所得者等氏名 〔土地に関する権利(担保物件を除く)が設定されているときは権利の種類及び権利者の方名〕	正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書きとする。	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内																													
地目		黒 0.15																													
流水の方向	→	黒 0.10																													
建物、工作物																															
木造		黒 0.15~0.35	無壁舎は破線をもって表示すること。																												
非木造		黒 0.35	表示は外側真形とする。																												
配電路線	 1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。																												
送電路線		黒 0.15	外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示																												
通信路線	 1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。																												
鉄道・軌道	 1.5	黒 0.15																													
その他の	 1.5	黒 0.15																													
井戸	 2.0	黒 0.15	名称[ ] <table border="1"><tr><td>業務名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>箇所名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>縮尺</td><td></td><td>図面番号</td><td></td></tr><tr><td>測量年月日</td><td colspan="3">平成 年 月 日</td></tr><tr><td>受注者</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>調査者</td><td>計算者</td><td>検査者</td><td>照合者</td></tr><tr><td>印</td><td>印</td><td>印</td><td>印</td></tr></table>	業務名				箇所名				縮尺		図面番号		測量年月日	平成 年 月 日			受注者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業務名																															
箇所名																															
縮尺		図面番号																													
測量年月日	平成 年 月 日																														
受注者																															
調査者	計算者	検査者	照合者																												
印	印	印	印																												
肥料槽	 2.0	黒 0.15																													
貯水槽	 2.0	黒 0.15																													
業務箇名 所名 縮尺 測量年月日 受注者等	縦 6.5cm 横 10.0cm	黒																													

(注) 鑑定図についても当該表示記号を準用する。

別表第2(第62条関係) 建物平面図等表示記号

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺1/50～200に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示記号
方 位 矢印方向は北を示す	○	伸縮間仕切	↔---	※ドアチェック	↔	※熱感知器	○	表示記号
出 入 口 建物主要出入口の位置を表示する	△	両引き戸	---+---	※フロアヒンジ	↔FH	※自動閉鎖装置	ER	表示記号
出 入 口 一 般	—·—	引違戸 片引き戸(I)	—+—	※オートヒンジ	↔AH	※運動制御器操作部を有するもの	—Z—	表示記号
両開き戸	↖ ↗	片引き戸(II)	—---	※常時閉鎖式 防火戸	↔○	※非常用進入口	◀	表示記号
片開き戸	↖ ↘	引込戸	—---		↔	惣一般	—	表示記号
自由戸	↔	雨戸	—=—	※防火戸	↔ <sub>甲</sub>	両開き惣	↔	表示記号
回転戸	○X○	網戸	---=—		↔ <sub>乙</sub>		—	表示記号
折りたたみ戸	~~~	シャッター	—○—	※防火シャッター	↔ <sub>甲</sub> ↔ <sub>乙</sub>	方開き惣	—	表示記号
				※煙感知器	S	回転惣		表示記号

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
引違窓 片引き窓		一般階 階段表示		エレベーター		和式大便器		表示記号	
格子付き窓		最下階		リフト		洋式便器		表示記号	
網戸付き窓		一階段		水こう配 矢印方向は下 り方向を示す		※屋内消火栓		表示記号	
シャッタータンク付		スロープ 昇り表示		ルーフドレン		※屋外消火栓		地上式	
※プラインドタンク付		最下階		洗面器・手洗器		地下式		地下式	
※カーテンターン付		たてどい		スロップシンク		縁石		表示記号	
郵便受け		吹抜け		小便器 隔板は必要に応じて記入する		目地		膨張管	
室名札 持出		手持		ストール		※配水管 管径及び管種を略号で記入する		表示記号	
				改め口		排水沟		一般	

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
※排水溝		斜面		※電盤			
		芝張		※端子盤			
側溝 必要に応じ型 (L.U.V) を記入する		※石積擁壁 <small>矢印は流水方向を示す</small>					
敷地境界		※コンクリート 間知ブロック 積擁壁					
境界石一般		※コンクリート 擁壁					
困障一般 機種を記入する		※量水器					
ベンチマーク	BM	※ガスマータ					
ボーリング位置		※電気マントル					
		※電気ハンドホール					

※印は必要ある場合の表示記号を示す。

(材料構造表示記号)  
材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き所要の説明を記入する。

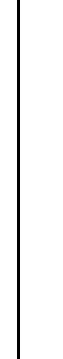
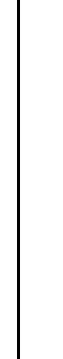
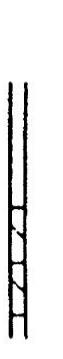
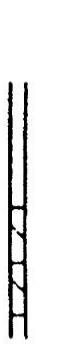
表 示 事 項	表 示 記 号		表 示 事 項	表 示 記 号	
	縮尺1／1000の場合 〔縮尺1／200・1／3 00の場合はこれ に準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／30の場合 はこれに準ずる〕		縮尺1／1000の場合 〔縮尺1／200・1／3 00の場合はこれ に準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／30の場合 はこれに準ずる〕
コンクリート 鉄筋コンクリート			軽量鉄骨下地 間仕切壁		実形に準じて表示
鉄骨			木 造 壁	木 造 柱 片ふた柱 通柱	実形に準じて表示する
壁・床一般			木 造 柱 管柱 間柱 通柱	木 造 柱 大壁 造 壁	実形に準じて表示する
軽量壁・床一般			鉄筋 コンクリート 造 壁 (端部及び交 点にのみ柱形 を表示する)	鉄筋 コンクリート 造 壁 既製間仕切 既製間仕切 必要に応じ割付記入	実形に準じて表示する
A L C			既製間仕切 既製間仕切 必要に応じ割付記入	スタッド式 ペネル式	実形に準じて表示する
コンクリート ブロック壁					

表 示 事 項		表 示 記 号	表 示 事 項		表 示 事 項	表 示 事 項		表 示 事 項	表 示 事 項
縮尺1／100の場合 〔縮尺1／200・1／3 00の場合はこれに準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／300の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／20の場合 〔縮尺1／10の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／100の場合 〔縮尺1／200・1／3 00の場合はこれに準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／30の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／30の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／30の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／50の場合 〔縮尺1／30の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／20の場合 〔縮尺1／10の場合 はこれに準ずる〕	縮尺1／20の場合 〔縮尺1／10の場合 はこれに準ずる〕
地盤	—	—	—	化粧材	構造材	□	□	□	□
割栗	—	—	—	木材	構造材	×	□	□	□
砂利・砂	—	—	—	助構造材	—	—	—	—	—
石材または擬石	—	—	—	量	—	—	—	—	—
れんが	—	—	—	保温吸音材	—	—	—	—	—
左官仕上げ	—	—	—	網	—	—	—	—	—

表示事項		表示記号		
		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合はこれに準ずる)
鉄筋 (構造用)	φ D			
	9 10		•	
	13		×	
	16		Ø	
	19		●	
	22		○	
	25		◎	
	28 29		⊗	
	32		◎	
リベット 高力ボルト (構造用) 径は工事ごとに選定する				
			+	

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両引き		回転		はめころし	
引違い		内倒し		すべりだし	
片引き		つきだし		バランス	
両開き		上げ下げ		・印は開き方向を示す	

## (略号)

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
一般	塔屋屋階	P R F	直径	d • $\phi$
	塔屋1階	P 1 F	半径	r • R
	屋階(塔屋のないもの)	R F	縮尺	S
	3階中2階	3 F M F	センターライン	L
	中2階	M F	間隔	@
	1階、3階	1 F • 3 F	厚さ	⑦
	地下1階	B 1 F	ダクトスペース	D S
	幅	W • w	パイプシャフト	P S
	高さ	H • h	エアダクト	A D
	長さ	L • l	ダストシート	D S T
構造			基準地盤面	G L
			基準床面	F L
	鉄骨鉄筋コンクリート	S R C	トラス、トラスばり	T
	鉄筋コンクリート	R C	サブトラス	S T
	鉄骨	S	ラチス	L a t t
	軽量鉄骨	L G S	プレート	P L • P
	コンクリートブロック	C B	フラットバー	F B
	高温高压蒸気養生軽量 気泡コンクリート	ALC	あばら筋	S T P
			帯筋	H o o p
	床板	S	柱・はりの幅	b
	壁	W	柱・はりのせい	D
	柱	C	厚さ	t
	間柱	P		
	基礎	F		
造	布基礎	f		
	つなぎばり、基礎ばり	F G		
	大ばり	G		
	小ばり	B		

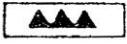
項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
材 料	調合ペイント塗り	O P	オイル塗りワックス拭き仕上げ	O F
	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	V P	人造石研出し	人研
	アクリル樹脂エナメル塗り	A P	現場テラゾ塗り	現テラ
	フタル酸樹脂エナメル塗り	F P	石綿セメント板	
	合成樹脂エマル ショントペイント塗り	E P(1) E P(2)	フレキシブル板 平板 軟質板	石綿板(F) 石綿板(S) 石綿板(N)
	多彩模様塗料塗り	M P	吸音用あなあきせっこうボード	P G B
	合成樹脂エ マルション	S P	せっこうボード	G B
	砂壁状吹付け (内装用)		石綿けい酸カルシウム板	ケイカル板
	合成樹脂エマルション		フォームポリスチレン保温板	F P板
	砂壁状吹付け(外装用)	リシン吹付け	管類	
	化粧用セメント吹付け (外装用)		ビニル管 遠心力鉄筋 コンクリート管	V H
	油性ステイン塗り	O S	鉄筋 コンクリート管	R
	クリヤラッカー塗り	C L	鋳鉄管	C
	ラッカーエナメル塗り	L E		
建 具	木製戸	W D	木製がらり	W G
	鋼製戸	S D	鋼製がらり	S G
	鋼製軽量戸	L D	アルミニウム製がらり	A G
	ステンレス製戸	S S D	ふすま	H
	アルミニウム製戸	A D	紙障子	P
	木製窓	W W	ドアチェック	D C
	鋼製窓	S W	フロアヒンジ	F H
	ステンレス製窓	S S W	ラバトリーヒンジ	L H
	アルミニウム製窓	A W	ピポットヒンジ	P H
	鋼製巻込みシャッター	S S	オートヒンジ	A H
	鋼製軽量シャッター	L S		

(機器表示記号)

電気、機械設備等の器材表示記号は、次の表による。

## 電 力 設 備

記 号	名 称	備 考
( 電燈 )		
	けい光燈 天井付	
	けい光燈 天井付 (発電機回路)	
	けい光燈天井付 (電池内蔵形) (非常用照明器具)	〔誘導灯との兼用器具 を含む。〕
	けい光燈 壁付	
	けい光燈 角形天井付	
	けい光燈 非常用照明器具 白熱燈組込	〔誘導灯との兼用器具 を含む。〕
	けい光燈 コードペンダント	位置ボックス2個とする。
	白熱燈 天井付	
	白熱燈 壁付	
	白熱燈 天井付 (発電機回路)	
	白熱燈 壁付 (発電機回路)	
	白熱燈 天井付 (非常用照明器具)	電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。
	白熱燈 壁付 (非常用照明器具)	電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。
	階段通路誘導灯	
	避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	
●	埋込タンプラスイッチ 1 P10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
● <sub>2</sub>	埋込タンプラスイッチ 2 P10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
● <sub>3</sub>	埋込タンプラスイッチ 3 W10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。

記号	名称	備考
● 4	埋込タンプラスイッチ 4W10A×1 (連用形)	15A以上は、傍記による。
● L	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (連用形) パイロットランプ付	15A以上は、傍記による。
● WP	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (防水形)	15A以上は、傍記による。
● EX	埋込タンプラスイッチ 1P10A×1 (防爆形)	15A以上は、傍記による。
● R	リモコンスイッチ	
● RL	リモコンスイッチ パイロットランプ付	
⊗	セレクタースイッチ	回路数は、傍記による。 傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
▲	リモコンリレー	
	リモコンリレー集合体	リレー数は、傍記による。
● A	自動点滅器	容量は、傍記による。
	調光器	容量は、傍記による。
○ ↗	天井コンセント 2P15A×1 (抜け止め形)	2個以上は、傍記による。
○ ↘	床コンセント 2P15A×1	2個以上は、傍記による。
○	壁付コンセント 2P15A×2 (連用形)	1個又は3個以上は傍記による。
○ 20A	壁付コンセント 2P20A×1	20A以上は、傍記による。 プラグ付とする。
○ 3P	壁付コンセント 3P15A×1	3極以上は、傍記による。 プラグ付とする。
○ E	壁付コンセント 2P15A×1 接地極付	プラグ付とする。
○ WP	壁付コンセント 2P15A×1 (防水形)	( プラグ不要とする。 )
○ FC	ファンコイル用 壁付コンセント 2P15A×1 接地極付 (ツイストロック形)	( プラグ不要とする。 )
○ EX	壁付コンセント 2P15A×1 (防爆形)	プラグ、キャップ付とする。

記号	名称	備考
Ⓐ T	壁付コンセント 2 P15A×1 (ツイストロック形)	プラグ付とする。
Ⓐ S	壁付コンセント 2 P15A×1 抜け止め形	
[Ⓐ Ⓛ]	非常コンセント箱 埋込形	(消防法によるもの)
Ⓐ ET	壁付コンセント 2 P15A×1 及び接地端子付 E T×1	
( 機器 )		
Ⓜ	電動機	別途
Ⓗ	電熱器	別途
Ⓛ	換気扇	別途
Ⓣ	サーモスタット	別途
Ⓗ	ヒューミディスタット	別途
⎓	整流器	容量は、傍記による。
[⎓ ⎓]	蓄電池	容量は、傍記による。
ⓂV	電磁弁	別途
ⓂV	電動弁	別途
Ⓢ	開閉器箱	極数、容量、ヒューズ容量、 しゃ断電流容量は、傍記による。
Ⓖ · Ⓛ	電流計箱付開閉器・電磁開閉器	
Ⓐ B	電磁開閉器用押釦	傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
Ⓐ F	フロートスイッチ	別途
Ⓐ LF	フロートレススイッチ電極	別途 (電極数を傍記する)
Ⓐ P	圧力スイッチ	別途
[B]	配線用しや断器箱 (モーターブレーカー)	極数、フレーム大きさ、定格電流、 しゃ断電流容量は、傍記による。

記号	名称	備考
	電動機用配線用しや断器箱	極数、フレーム大きさ、電動機容量、しや断電流容量は、傍記による。
	電力量計（箱入又はフード付）	集合計器箱の場合は数を傍記する。
	電流制限器	電流は、傍記による。
	電流制限器（箱入）	電流は、傍記による。
	漏電警報器	
	漏電火災警報器	(消防法によるもの)
	ベル変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。
	リコモン変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。 漏れ形の場合はLを傍記する。
( 盤 )		
	電燈分電盤	二重枠のものは、耐熱保護とする。
	動力制御盤	
	電力分電盤	
( 避雷針 )		
	避雷針（突針）	立面図用
	避雷導線	材料の種類、大きさは、傍記による。接続点
	接地	材料の種別は、傍記による。
	接地抵抗測定用端子	
	接地用端子箱	形式は、傍記による。
( 配管配線 )		
	天井いんべい配線	

記号	名称	備考
---	床いんぺい配線	
-----	露出配線	
— 1.6(19)	IV1.6×2本 鋼製電線管(19)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
— 1.6(VE16)	IV1.6×2本 硬質ビニル電線管(16) 耐衝撃性の場合は(HIVE)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
— 1.6(F,17)	IV1.6×2本 二種金属製可とう 電線管(17)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
— C 19	電線の入っていない鋼製電線管(19)	電線管太さは、例示とする。
○	立上り	同一階の立上り及び引下げ は、表示されていない。配管 太さ、電線太さ、本数は、傍 記による。
↙	素通し	
↘	引下げ	
—	接地	種別は、傍記による。
(J)	ジョイントボックス	
□	プルボックス	形式は、傍記による。
◎	VVF用ジョイントボックス	傍記 t は、端子付きを示す。
⚡	受電点、引込口	
I V	600V ビニル絶縁電線	
H I V	600V 二種ビニル絶縁電線	
T I V	通信用屋内2個よりビニル電線	
T I V F	通信用屋内ビニル平形電線	
S W V P	局内ビニル絶縁ビニルシースケーブル	
E C X	ポリエチレン高周波同軸ケーブル	

記号	名称	備考
MVVS	ビニル絶縁ビニルシースマイクロホンコード	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
VVF	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 平形	太さ、心線数、条数は、傍記による。
VVR	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 丸形	太さ、心線数、条数は、傍記による。
CV	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	電圧種別、太さ、心線数、条数は、傍記による。
CVV	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル( ジャケット型 )	
CVVS	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(ジャケット型シールド付き)	
FP	耐火電線	
HP	耐熱電線	840°C30分の耐火試験に合格したものとする。 380°C15分の耐火試験に合格したものとする。

## 通 信 設 備

記 号	名 称	備 考
( 電話 )		
①	内線電話機	
② BT	ボタン電話機	
③	集合保安器箱 (箱のみ)	回線数は、傍記による。
④	転換器	
⑤	両切転換器	
⑥	端子盤	対数 (実装／容量一列数) は、傍記による。
⑦ MDF	本配線盤	対数 (実装／容量一列数) は、傍記による。
⑧	中継台 (手動交換機を含む)	
⑨	自動交換機	
⑩	ボタン電話主装置	
⑪	電話交換機用電源装置	形式は、傍記による。
⑫	床付電話用アウトレット	
⑬	壁付電話用アウトレット	
( 一般警報装置 )		
⑭	警報押ボタン	
⑮	警報ベル	
⑯	警報ブザー	
⑰	警報受信盤	

記号	名称	備考
(電気時計)		
	子時計	
	子時計用アウトレット	
	スピーカ付子時計	
	時報子時計	
	親時計	
	親時計 モニター組込みのもの	
	時報ベル	
	時報ブザー	
(拡声・インターホン)		
	スピーカ	
	スピーカ用アウトレット	
	ホーン形スピーカ	
	床付マイクロホンジャック	
	床付スピーカジャック	
	壁付マイクロホンジャック	
	壁付スピーカジャック	
	音量調整器	
	ラジオアンテナ	
	増幅器	

記号	名称	備考
	遠隔操作器	
	電話機形インターホン子器	
	電話機形インターホン親器	
	拡声形インターホン子器	
	拡声形インターホン親器	
	壁付電話機形インターホン子器	
	壁付電話形機インターホン子器	
	壁付拡声形インターホン子器	
	壁付拡声形インターホン親器	
(呼出装置)		
	押ボタン (壁付)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	押ボタン (卓上)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	ベル	
	チャイム	
	ブザー	
(出退表示装置)		
	出退表示器	窓数は、傍記による。
	出退表示スイッチ	
	出退表示スイッチ盤	スイッチ数は、傍記による。

記号	名称	備考
( テレビジョン )		
T	テレビジョンアンテナ	VHF、UHF、素子数は、傍器による。
△	増幅器	
○	2分配器	
◎	4分配器	
□	2分歧器	
◆	4分歧器	
○	分波器、混合器	
○	直列ユニット 75Ω	
○	直列ユニット 300Ω	
◎	直列ユニット 75Ω 300Ω	
R	終端抵抗	
[ ]	機器収容箱	
( 火災報知装置 )		
△	差動式スポット型感知器 2種	1種の場合は、傍記による。
△△	差動式スポット型感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
△	差動式スポット型感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
○	定温式スポット型感知器 1種	特種の場合は、傍記による。
○○	定温式スポット型感知器 1種 小屋裏、天井裏	特種の場合は、傍記による。
○△	定温式スポット型感知器 1種防水用	特種の場合は、傍記による。

記号	名称	備考
□	定温式スポット型感知器 1種耐酸形	特種の場合は、傍記による。
△	定温式スポット型感知器 1種耐アルカリ形	特種の場合は、傍記による。
E	定温式スポット型感知器 1種防爆形	特種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2種	1種の場合は、傍記による。
SS	煙式感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
—	空気管	貫通個所を示す。
- - - - -	空気管、小屋裏、天井裏	
X	差動式分布型感知器の検出部	種別は、傍記による。
○	回路試験器	
P	P型発信器	級別は、傍記による。 傍記Eは、防爆型を示す。
P	P型発信器 屋外用	級別は、傍記による。
B	火災警報ベル	
B	火災警報ベル 屋外用	
■	受信機	
■	受信機	他の設備と連動する場合
■■■	副受信機（表示器）	
O	表示燈	
R E	非常放送移報器	
R x	消防装置移報器	

記号	名称	備考
	消火栓移報器	
	防火戸排煙等移報器	
	差動スポット試験器	個数は、傍記による。
	終端抵抗器	
	総合盤	
	総合盤	屋内消火栓箱組込み
— — —	火災報知設備警戒区域境界線	
	火災報知設備警戒区域番号 ( 非常警報装置 )	上部に必要事項下部 に警戒区域番号表わ す場合もある。
	非常用押ボタン	
	非常電話機	番号は、傍記による。
	非常ベル	
	操作装置	
	表示燈	
— — —	非常警報設備報知区域境界線	
	非常警報設備報知区域番号 ( 消火設備 )	
	起動押ボタン	傍記Eは、防爆形を示す。
	起動押ボタン 防水用	
	モータサイレン	別途

記号	名称	備考
(B)	警報ベル	
(Bz)	警報ブザー	
	制御盤	
	表示盤	窓数は、傍記による。
○	表示燈	
◎	始動表示燈兼用形表示燈	
( 防災設備 )		
(S)	煙式感知器 3種 (建築基準法によるもの)	
(D)	熱式感知器 (建築基準法によるもの)	種別は、傍記による。
(ER)	自動閉鎖機構 (防火戸)	
(SS)	自動閉鎖機構 (防火シャッタ)	別途
	自動閉鎖機構 (防火ダンパー)	別途
	自動開放機構 (排煙ダンパー)	別途
	連動制御器	
	連動制御器 (操作部を有するもの)	

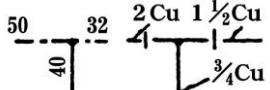
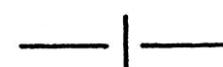
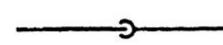
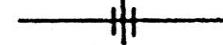
## 屋 外 設 備

記 号	名 称	備 考
( 屋外設備 )		
◎	屋外燈	
●	コンクリート柱	長さ、設計荷重は、傍記による。
○	木柱	注入剤、長さは、傍記による。 太さは、傍記による。
— — —	支線	ガードを必要とする場合は、特記による。
— — —	支柱	(本柱と同材質とする。)
— — —	架空電線路	電圧、太さ、条数および電線種別は、傍記による。
OW	屋外用ビニル絶縁電線	
2 DV	引込用ビニル絶縁電線 2 コより	
3 DV	引込用ビニル絶縁電線 3 コより	
OE	屋外用ポリエチレン絶縁電線	
— — —	地中電線路	電圧、ケーブル種別、太さ、心数および条数、保護材は、傍記による。
VVR	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル丸型	
CVV	制御用ビニルケーブル (ジャケット形)	
CVVS	制御用ビニルケーブル (ジャケット形シールド付)	
CV	架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	
CVT	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル トリプレックス形	
CE	架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	

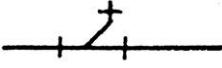
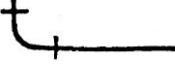
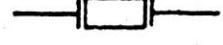
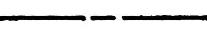
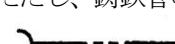
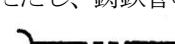
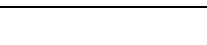
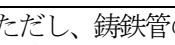
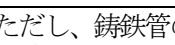
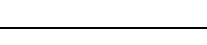
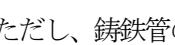
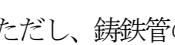
記号	名称	備考
CPEE	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
TOV	通信用屋外2コよりビニル電線	
■	マンホール	形式は、傍記による。
▲	ハンドホール	形式は、傍記による。
GP	配管用炭素鋼钢管（黒管）	
VE	硬質ビニル電線管	
VP	硬質塩化ビニル管	

# 給水排水衛生空調設備

(配管)

種別	記号	備考																																	
共通	管の太さ及び種類	<p>管の太さ又は種類を示す場合は、管の太さを表す文字又は管の種類を表す記号を管を表す線の上に沿わせ、図の下又は左から読めるように表示するか引出線を用いて表示する。</p> <p>管の太さ及び種類を同時に示す場合は、管の太さを表す文字の次に管の種類を表す記号を記入する。なお、管種記号は必要に応じて記入する。</p>  <p>管種記号は、次のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr><td>鋼</td><td>管</td><td>記号なし</td></tr> <tr><td>ライニング管</td><td></td><td>LN</td></tr> <tr><td>コーティング管</td><td></td><td>CT</td></tr> <tr><td>ステンレス管</td><td></td><td>S</td></tr> <tr><td>鉄</td><td>管</td><td>記号なし</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>管</td><td>L</td></tr> <tr><td>銅</td><td>管</td><td>Cu</td></tr> <tr><td>ビニル管</td><td></td><td>V</td></tr> <tr><td>ポリエチレン管</td><td></td><td>P</td></tr> <tr><td>ヒューム管</td><td></td><td>H</td></tr> <tr><td>陶</td><td>管</td><td>T</td></tr> </tbody> </table>	鋼	管	記号なし	ライニング管		LN	コーティング管		CT	ステンレス管		S	鉄	管	記号なし	鉛	管	L	銅	管	Cu	ビニル管		V	ポリエチレン管		P	ヒューム管		H	陶	管	T
鋼	管	記号なし																																	
ライニング管		LN																																	
コーティング管		CT																																	
ステンレス管		S																																	
鉄	管	記号なし																																	
鉛	管	L																																	
銅	管	Cu																																	
ビニル管		V																																	
ポリエチレン管		P																																	
ヒューム管		H																																	
陶	管	T																																	
通	管の接続状態	<p>接続していないとき</p> 																																	
	接続しているとき																																		
通	管の立体的表示	<p>立管</p> 																																	
	立上り立下り部																																		
通	管の継手	<p>フランジ</p>  <p>特に継手を示す場合に用いる。</p>																																	
	ユニオン	 <p>同上</p>																																	
	T	 <p>同上</p>																																	

## (配管)

種別	記号	備考	
共通 管の継手	T Y		特に継手を示す場合に用いる。
	エルボ		同上
	曲管		同上
	満水試験継手		
	可撓継手		
	防振継手		
	ボールジョイント		
	管の固定		
衛生	給水管 市水	 	ただし、鉄管の場合は 
	井水	 	ただし、鉄管の場合は 
	給湯管 送り		
	返り		
	排水管 排水	 	ただし、鉄管の場合は は  、ヒューム 管の場合は 
生	通気		
	消防管 屋内及び 屋外消火栓管、連 結送水管 並びに連 結散水管	 	ただし、鉄管の場合は 

## (配管)

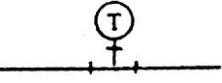
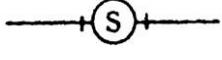
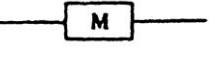
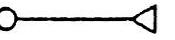
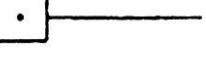
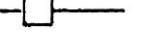
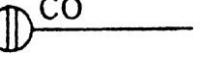
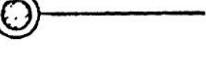
種別	記号	備考
衛生	消水管	スプリンクラー及び泡消火管 ——S—— ——F——
		ハロゲン化物消火管 ——HL——
		粉末消火管 ——D——
	ガス管	都市ガス ——G——
		液化石油ガス ——PG——
	空調	高圧蒸気管 送り ——//——//——
		返り ——//---//—
		中圧蒸気管 送り ——//——//——
		返り ——//---//—
空調	低圧蒸気管	送り ——/——/——
		返り ——/---/---/—
	冷却水管	送り ——CD——
		返り ----CDR----
	冷水管	送り ——C——
		返り ----CR----

## (配管)

種別	記号	備考
空調	温水管 送り	—H—
	返り	—HR—
	冷温水管 送り	—CH—
	返り	—CHR—
	膨張管	—E—
	給油管 送り	—O—
	返り	—OR—
	排気管	—AV—
		空気抜管を含む
その他	圧縮空気	—A—
	真空	—V—
	酸素	—O <sub>2</sub> —

種別	記号	備考
共通	埋設弁	
	仕切弁	 バタフライ弁を使用するときは特記する。この場合、GVをBVとする。
	玉形弁	
	逆止弁	
	コック	
	安全弁及び逃し弁	
	減圧装置	
	温度調節装置	
	電動弁装置	
	電磁弁装置	
	空気弁	
	圧力計	
	水高計	
	連成計	

(機器及び材料)

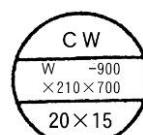
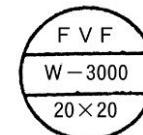
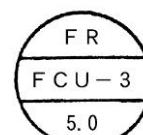
種 別		記 号	備 考
共 通	温 度 計		
	ス ト レ ー ナ		
衛 生	量 水 器		
	水 栓	 (水)  (湯)	
	洗 浄 弁		
	ボ ール タ ッ プ		
	シ ャ ワ 一		
	散水栓及び靴洗栓 ( 箱 共 )		
	水 栓 柱		
	床 上 掃 除 口		
	床 下 掃 除 口		
	床 排 水 ト ラ ッ プ		
生	排 水 金 物		
	ト ラ ッ プ		
	ト ラ ッ プ 枝		

## (機器及び材料)

種別	記号	備考	
衛生	インバート栓		
	ため栓		
	公共栓		
	屋内消火栓		屋内消火栓箱付き
	屋内消火栓 (放水口共)		屋内消火栓箱付き
	連結送水管放水口		放水口格納箱付き
	連結送水管放水口		放水用器具格納箱付き
	屋外消火栓 (地上式)		屋外消火栓ホース格納箱付き
	屋外消火栓 (組込形)		屋外消火栓箱付き
	送水口		
	スプリンクラー、泡 及び連結散水ヘッド		
	ハロゲン化物及び粉 末噴射ヘッド		いんぱい形の場合は、 
	一口ガスカラン		ゴム管口コックを含む。
	二口ガスカラン		
	水取器		

## (機器及び材料)

種別	記号	備考
衛生	ガスマータ	
空	高圧トラップ装置	
	低圧トラップ装置	
	吸上継手	
	サイレンサ	
	ベローズ形伸縮継手	S又はD Sは単式、Dは複式を示す。
	柱形放熱器 同表示形式	  
調	ベースボードヒーター 同表示形式	形式 壁掛形 BW 自立形 BF 種類 温水用一段式 W1H 温水用二段式 W2H 蒸気用一段式 S1H 蒸気用二段式 S2H    

種別	記号	備考
空	コンベクター 同 表 示 形 式	<p>形式 壁自種類 温蒸</p>  <p>掛立 形形 CW CF</p> <p>水氣 用用 W S</p> 
	ファンコンベクター 同 表 示 形 式	<p>形式 床天井種類 温蒸</p>  <p>置き形 FVF</p> <p>つり形 FVC</p> <p>水氣 用用 W S</p> 
調	ファンコイルユニット 同 表 示 形 式	<p>形式 床置露床置隠天井づり露天井づり隠</p> <p>露出形 FR</p> <p>隠ぺい形 FI</p> <p>露出形 CR</p> <p>隠ぺい形 CI</p>  

種別	記号	備考
空調	風道 空調送気	-S-
	同上断面	矩形  円形
	風道 空調還気	-R-
	同上断面	矩形  円形
	風道 外気又は換気送気	-OA-
	同上断面	矩形  円形
	風道 排気	-E-
	同上断面	矩形  円形
	排煙道 排煙	-SM-
	同上断面	矩形  円形
	吹出口(壁付)	
	同上(天井付)	
	吸込口(壁付)	
	同上(天井付)	
	ダンパー	
		風量調節ダンパーはVD 防火ダンパーはFD 防煙ダンパーはSFD

## (機器及び材料)

種別	記号	備考
空調	モータダンパー	
	外気取入ガラリ	
	排気ガラリ	
	たわみ継手	
	点検戸	
	排煙口(壁付)	SM-W×H W:巾(mm) H:高さ(mm)
	排煙口(天井付)	SM-W×H W:よこ(mm) H:たて(mm)
	コイル(加熱)	
	同上(冷却)	
	同上(加熱冷却)	
	サーモスタット	
	ヒューミディスタット	
	換気扇	

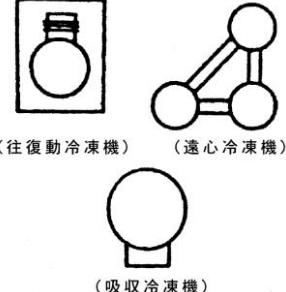
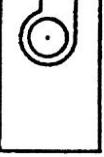
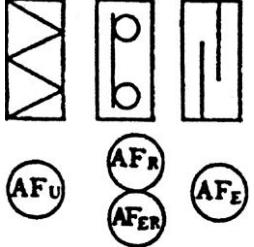
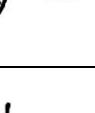
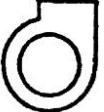
## (機器及び材料(説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
水ろ過器			(WF)
ガス湯沸器			(GH)
ポンプ			(Pw) 水ポンプ (Po) 油ポンプ (Pv) 真空給水ポンプ
槽			(Tw) 受水槽 (Twh) 高置水槽 (TwR) 減圧水槽 (Te) 膨張水槽 (To) 貯油槽 (Tos) オイルサービスタンク

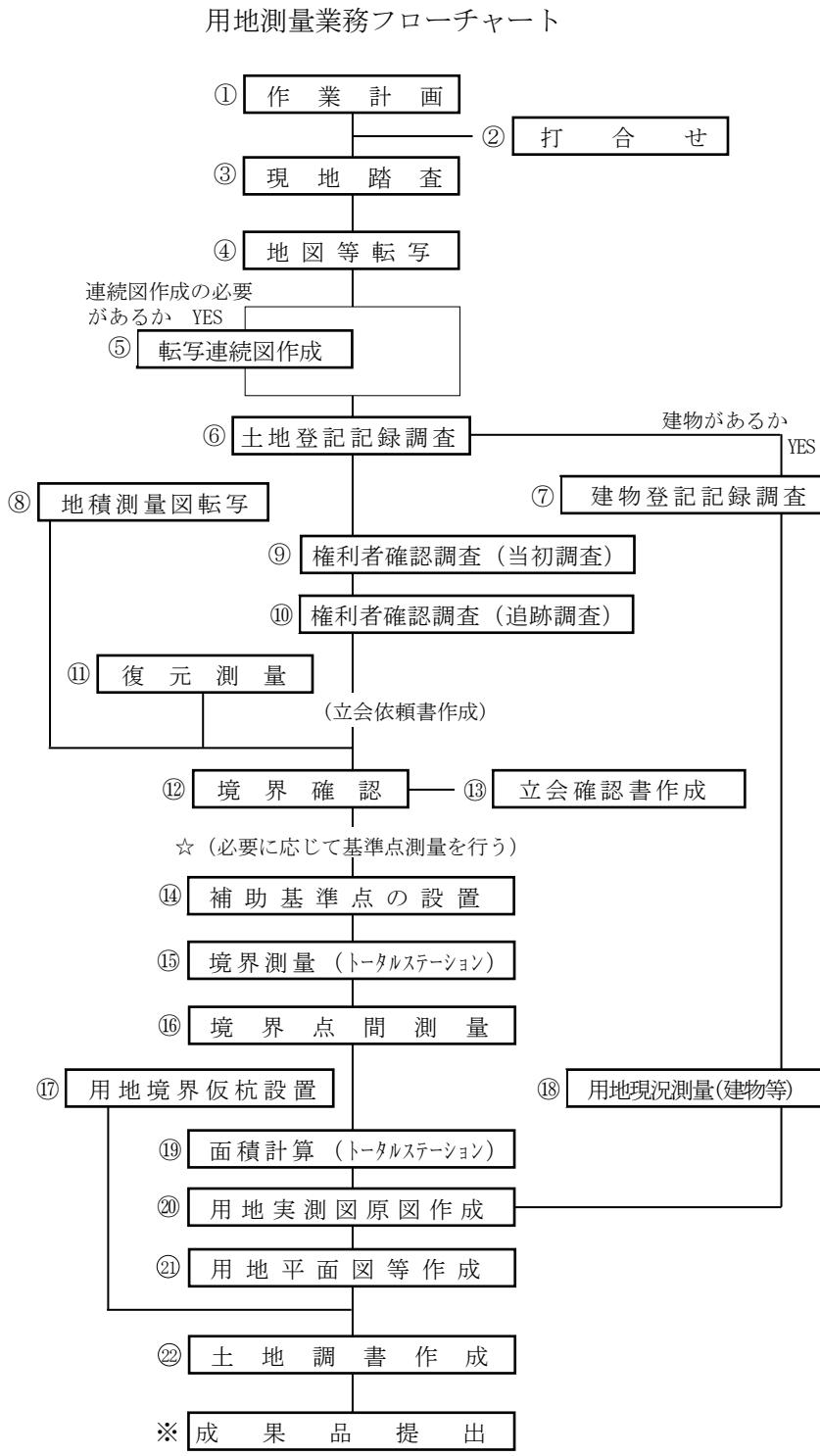
(機器及び材料 (説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
槽			(T <sub>HS</sub> ) 貯湯槽
管 寄 せ			(H <sub>S</sub> ) 蒸気管寄せ (H <sub>w</sub> ) 冷温水管寄せ (往) (H <sub>wR</sub> ) 冷温水管寄せ (還)
ボイラー			(B <sub>S</sub> ) 蒸気ボイラー (B <sub>w</sub> ) 温水ボイラー
熱交換器			(HE)

## (機器及び材料(説明図用))

区分 名称	略 図	種別記号
冷凍機	 <p>(往復動冷凍機) (遠心冷凍機) (吸収冷凍機)</p>	 往復動冷凍機  遠心冷凍機  吸収冷凍機
空気調和機		 パッケージ形 空気調和機  ユニット形 空気調和機
空気清浄装置	 <p>        </p>	 ユニット形 空気ろ過器  自動巻取形 空気ろ過器  誘電ろ材形 集じん器  電気集じん器
冷却塔		
送風機		 給氣用  排氣用  排煙用

(参考)



### 作業内容

- ①作業内容の確認、作業計画書作成、必要資料等の収集、資料検討、機材準備
  - ②発注機関との打合せ協議（中間打合せについては基準書によるものとする）
  - ③現地の状況把握、範囲の確認等
  - ④閲覧申請書作成、転写、着色、補足事項転記、分割転写図合成、製図（トレース図）転写作業者等の記載
  - ⑤編集、土地取得予定線・図葉界の記入、製図（トレース）、作成作業者名記入
  - ⑥閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、土地調査表作成
  - ⑦閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、建物調査票（一覧）・建物登記記録等調査表（個人）作成
  - ⑧閲覧申請書作成、転写
  - ⑨交付申請書作成、法人登記簿謄本交付申請・受領、権利者調査票作成、連絡先調査
  - ⑩交付申請書作成、相続関係説明図作成、権利者調査表作成、連絡先調査
  - ⑪資料調査（明示確定図、地籍測量図等）、現地踏査（境界点・基準点・引照点等観測）、変換計算、逆計算、復元杭設置
  - ⑫資料作成、立会日時・作業手順の検討、立会依頼書・立会人名簿作成、立会、境界杭設置
  - ⑬土地境界確認書作成、権利者、隣接者の署名・押印☆別途計上する。
  - ⑭既存基準点の成果表借用、基準点検測踏査・選点、観測、杭設置、計算、基準点網図、成果表作成
  - ⑮観測、計算、計算簿・境界点網図作成
  - ⑯観測、座標値からの距離計算、較差による判定
  - ⑰交点計算、用地境界仮杭設置
  - ⑱細部測量、編集済データの作成
  - ⑲座標法または数値三斜法による面積計算、土地調査表への記入
  - ⑳データ入力、細部編集、図化
  - ㉑データ入力、図化
  - ㉒土地調書の作成
- ※成果品を提出する。  
(参考；別記2成果品一覧表)

# 様式一覧表

用地調査等共通仕様書

No.	様式名称	関係条項	様式ページ
3	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	第2条	3
4-1	担当技術者届	第5条	4
4-2	経歴書	第5条	5
5-1	業務計画書	第9条	6
5-2	業務工程表	第9条	7
6	委託業務打合せ簿	第21条	8
7	記録簿	第7条、10条	9
8	支給品引渡通知書	第11条	10
9	支給品受領書	第11条	11
10	支給品精算書	第11条	12
11	支給品返納書	第11条	13
16	電子媒体等納品書	第18条	18
18	障害物伐除報告書	第13条	20
19	身分証明証	第14条	21
20-1	土地の登記記録調査表(一覧)	第36条	22
20-2	土地の登記記録調査表	第36、49条	23
21-1	建物の登記記録調査表(一覧)	第36条	24
21-2	建物の登記記録調査表	第36条	25
23	用地測量(境界確認)立会一覧表	第40条	28
24	立会確認書	第43条	29
25	取得用地一覧表	第49条	30
26-1	土地現地調査報告書	第52条	31
26-2	参考図	第52条	32
27	工作物調査表	第79、80条	33
31-1	計画概要表(検討資料)	第87、111、117条	38
31-2	計画概要表	第87、111、117条	39
31-3	面積比較表	第87、111、117条	40
31-4	計画概要比較表	第87、111、117条	41
32-1	営業調査総括表(1)	第95、98条	42
32-2	営業調査総括表(2)	第95、98条	43
32-3	従業員調査表	第95、98条	44

No.	様 式 名 称	関 係 条 項	様式ページ
32-4	仕 入 先 調 査 表	第95、98条	45
33-1	居 住 者 調 査 表	第96、98条	46
33-2	居 住 者 調 査 表	第96、98条	47
35	消 費 税 等 調 査 表	第101、102条	48
36-1	企 業 概 要 書	第108、116条	51
36-2	移 転 工 法 (計 画) 案 檢 討 概 要 書	第111、117条	52
36-3	移 転 工 法 (計 画) 各 案 の 比 較 表	第111、117条	53
37	補 償 説 明 記 錄 薄	第126、151条	54
38	土 地 調 書	第154条	55
39	物 件 調 書	第154条	56

## 参考要領一覧表

用地調査等共通仕様書

No.	正 式 名 称	略 称	発 行 所 名
1	改葬の補償及び祭し料調査算定要領	改葬及び祭し料要領	中部地区用地対策連絡協議会
2	建物移転料算定要領	建 物 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
3	建物移転料算定要領 別添一木造建物調査積算要領	木 造 建 物 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
4	建物移転料算定要領 別添二非木造建物調査積算要領	非 木 造 建 物 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
5	機械設備調査算定要領	機 械 設 備 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
6	附帯工作物調査算定要領	附 帯 工 作 物 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
7	立竹木調査算定要領	立 竹 木 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
8	用地調査等業務共通仕様書 別記4 営業調査算定要領	當 業 要 領	国土交通省 中部地方整備局
9	動産移転料調査算定要領	動 产 要 領	中部地区用地対策連絡協議会
10	用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領	—	国土交通省 中部地方整備局
11	地盤変動影響調査算定要領	地 盤 变 動 影 響 調 查 算 定 要 領	中部地区用地対策連絡協議会